

平成27年第1回

奈良県後期高齢者医療  
広域連合議会（定例会）会議録

開会 平成27年2月13日

閉会 平成27年2月13日

奈良県後期高齢者医療広域連合議会





5. 出席議員（18名）

1番 土田敏朗君  
2番 戸谷隆史君  
3番 西川健次君  
4番 廣井洋司君  
5番 札辻輝巳君  
6番 山田正弘君  
7番 高岡進君  
8番 新澤良文君  
9番 谷完二君  
10番 堀口誠君  
11番 森下豊君  
12番 太田好紀君  
13番 東川裕君  
14番 吉田弘明君  
16番 竹内幹郎君  
18番 森川裕一君  
19番 今中富夫君  
20番 北岡篤君

欠席議員（2名）

15番 山下和弥君  
17番 小城利重君

6. 説明のため出席した者

広域連合長 上田清君  
副広域連合長 吉田誠克君  
副広域連合長 福西力君  
代表監査委員 林啓文君  
会計管理者 水原照美君  
理事 中村聡君  
事務局長 丸橋成行君  
事務局次長 勝井康晴君  
総務課長 釜谷宗宏君  
事業課長 仲村裕行君

7. 職務のため出席した者

書	記	井	上	理	恵
事務局職員		西	井	義	人
速	記	和	田	敏	裕

**議長（札辻輝巳君）** ただいまより平成27年第1回奈良県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の会議につきましては、関係者による写真などの撮影を許可いたしておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員より例月出納検査及び定期監査の結果報告書の提出がありました。議席に配付しておりますとおりでございますので、ご清覧お願いいたします。

広域連合長より招集の挨拶がございます。

広域連合長。

**広域連合長（上田 清君）** 奈良県後期高齢者医療広域連合議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに平成27年第1回広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、公務ご多忙の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、平素は高齢者医療制度の運営にご理解とご協力を賜り、ここに改めて御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

さて、高齢者医療制度も平成27年度で制度発足後8年目となります。現在、奈良県の後期高齢者医療制度におきまして、被保険者数で17万5,000人、後期高齢者医療費総額で約1,500億円と年々増加をしております。

既に団塊の世代が高齢期を迎えており、今後さらに高齢化が進行していくこととなります。こうした中、高齢者医療の安定的な運営を確保して、高齢期を迎えても安心して適切な医療を受けられるように、制度の見直し、改善を図っていくことが不可欠でございます。

高齢者医療保険制度改革については、政令で定められた範囲を超えて、毎年の予算措置により実施されている保険料軽減特例の見直しや被用者保険者の後期高齢者支援金について、財政力に応じた公平な負担とする後期高齢者支援金の総報酬割の導入が、国において議論をされているところでございます。

この軽減特例については、制度実施から7年が経過する中で、後期高齢者医療制度に加入する前に被用者保険の被扶養者であった者は、所得水準にかかわらず軽減特例の対象となるほか、国保での軽減割合との比較で不公平をもたらしている状況となっております。

後期高齢者の保健事業については、市町村が実施している介護予防事業とも連携をしながら、効果的な事業に取り組んでまいりたいと思います。また、各広域連合においては、レセプトや健診データを活用して、保健事業の実施計画、いわゆるデータヘルス計画を作成するよう指導助言として国から求められており、私どもも現在検討を進めているところでございます。

平成27年度の具体的な事業としましては、予算のご承認がいただければ、既存の事業に加え、節目年齢における口腔健診事業を新たにスタートしたいと考えており、実施に当たりましては、広報など、市町村のご協力もお願いしたいと存じます。

本定例会におきましては、国の法改正に伴う条例の一部改正等5議案、後期高齢者医療

制度に関する条例の一部改正2議案、平成26年度の奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計の補正予算2議案、平成27年度一般会計及び特別会計の当初予算2議案を提出させていただいております。

何とぞ慎重にご審議をいただき、それぞれの議案につきまして、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりまして招集の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**議長（札辻輝巳君）** それでは、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしておりますとおりでございます。

直ちに日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、7番、高岡進君、8番、新澤良文君、以上2名の方を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月13日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（札辻輝巳君）** 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第3、議第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正について、議第2号、奈良県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について、議第3号、奈良県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について、議第4号、奈良県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について、議第5号、奈良県後期高齢者医療広域連合の広域連合長及び副広域連合長の報酬、給与等に関する条例の一部改正について、以上5議案を一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

**広域連合長（上田 清君）** ただいま上程をいただきました議第1号から議第5号までの5議案について、一括してご説明を申し上げます。

まず、議第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正についてをご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

本案は、「行政手続法の一部を改正する法律」が平成27年4月1日から施行されることに伴い、法令に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求めることができる「処分等の求め」の手続や、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる「行政指導の中止等の求め」の手続を新設することにより、法の規定の趣旨に沿った適切

な運用を行えるようにするものでございます。

次に、議第2号、奈良県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について並びに議第3号、奈良県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正についてをご説明いたします。

議案書の5ページ並びに7ページをご覧ください。

「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」が平成27年4月1日に施行されることに伴い、それぞれの条例中、「特定独立行政法人」の文言を「行政執行法人」に改めるものでございます。

次に、議第4号、奈良県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正についてをご説明いたします。

議案書の9ページをご覧ください。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部施行に伴い、特定個人情報保護評価が実施されることになりましたので、審査会への諮問事項に番号法に基づく特定個人情報保護評価に関する事項の調査審議等を追加し、諮問の主体を広域連合長から実施機関に広げるものでございます。

最後に、議第5号、奈良県後期高齢者医療広域連合の広域連合長及び副広域連合長の報酬、給与等に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書の11ページをご覧ください。

本案は、平成26年人事院勧告により、「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」の一部が平成27年4月1日から施行されることに伴い、期末手当の支給率を6月支給分で「100分の147.5」に、12月支給分で「100分の162.5」にそれぞれ改正するものでございます。

以上、上程をいただきました5議案についてご説明をいたしました。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

**議長（札辻輝巳君）** これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（札辻輝巳君）** これをもって質疑を終わります。

これより討論、採決に入ります。

討論、採決は1議案ごとに行います。

議第1号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（札辻輝巳君）** これをもって討論を終わります。

これより議第1号の採決を行います。

議第1号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。



(「異議なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) 異議なしと認めます。

よって、議第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第2号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) これをもって討論を終わります。

これより議第2号の採決を行います。

議第2号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) 異議なしと認めます。

よって、議第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第3号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) これをもって討論を終わります。

これより議第3号の採決を行います。

議第3号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) 異議なしと認めます。

よって、議第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第4号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) これをもって討論を終わります。

これより議第4号の採決を行います。

議第4号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) 異議なしと認めます。

よって、議第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第5号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) これをもって討論を終わります。

これより議第5号の採決を行います。

議第5号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長（札辻輝巳君）** 異議なしと認めます。

よって、議第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4、議第6号、奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について、議第7号、奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、以上2議案を一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

**広域連合長（上田 清君）** ただいま上程をいただきました議第6号、議第7号について、一括してご説明申し上げます。

まず、議第6号、奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてのご説明をいたします。

議案書の13ページをご覧ください。

本案は、平成27年度も引き続き実施する低所得者及び被用者保険の被扶養者に係る保険料追加軽減措置の財源として、国から交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を盛り込んだ当初予算案が閣議決定されたことを受け、当該交付金を受け入れ、適正に管理運営するために設置している後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置期限を、平成28年3月31日まで延長するものでございます。

次に、議第7号、奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてをご説明いたします。

議案書の15ページをご覧ください。

本案は、「奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則」の制定に伴い、条例と規則の文言の整合性を図るための文言修正、徴収猶予理由消滅時における届出義務の追加、保険料減免事由、減免額の詳細明記及び追加など、条例の一部見直しを行うものでございます。

以上、上程をいただきました2議案についてご説明をいたしました。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

**議長（札辻輝巳君）** これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（札辻輝巳君）** これをもって質疑を終わります。

これより討論、採決に入ります。

討論、採決は1議案ごとに行います。

議第6号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（札辻輝巳君）** これをもって討論を終わります。

これより議第6号の採決を行います。

議第6号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) 異議なしと認めます。

よって、議第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第7号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) これをもって討論を終わります。

これより議第7号の採決を行います。

議第7号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) 異議なしと認めます。

よって、議第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5、議第8号、平成26年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)について及び議第9号、平成26年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についての2議案を一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長(上田 清君) ただいま上程をいただきました議第8号及び第9号の2案件について、一括してご説明を申し上げます。

まず、議第8号、平成26年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)についてご説明をいたします。

議案書の17ページをご覧ください。

これは、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,941万円を減額し、歳入歳出それぞれ26億5,558万円とするものでございます。

議案書の24ページをご覧ください。

歳出の概要を申し上げます。

レセプト関係等委託料や電算システムに係る委託料などが当初見込みより減少したことなどにより、老人福祉費の特別会計への繰出金3,941万円を減額するものでございます。

23ページをご覧ください。

歳入といたしまして、構成市町村負担金3,941万円を減額するものでございます。

続きまして、議第9号、平成26年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてご説明をいたします。

議案書の25ページをご覧ください。

これは、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億3,059万円を追加し、歳入歳出それぞれ1,597億1,278万7,000円とするものでございます。

主な内容についてご説明をいたします。

まず、歳出予算についてであります。議案書の32ページをご覧ください。

1款、総務費、一般管理費におきまして、レセプト関係経費、電算システム経費及び被保険者証等印刷封入業務委託料の減少などで771万円の減額。

続いて、33ページをご覧ください。

6款、医療費適正化事業費で1,170万円の減額。

7款、後期高齢者医療給付費等準備基金積立金で7億5,000万円の増額を予算計上するものでございます。

議案書の31ページをご覧ください。

歳入として、一般会計繰入金、前年度繰越金を計上し、収支の均衡を図るものでございます。

以上、上程をいただきました2議案について、その概要をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

**議長（札辻輝巳君）** これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（札辻輝巳君）** これをもって質疑を終わります。

これより討論、採決に入ります。

討論、採決は1議案ごとに行います。

議第8号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（札辻輝巳君）** これをもって討論を終わります。

これより議第8号の採決を行います。

議第8号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（札辻輝巳君）** 異議なしと認めます。

よって、議第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第9号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（札辻輝巳君）** これをもって討論を終わります。

これより議第9号の採決を行います。

議第9号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（札辻輝巳君）** 異議なしと認めます。

よって、議第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6、議第10号、平成27年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について及び議第11号、平成27年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についての2議案を一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

**広域連合長（上田 清君）** 平成27年度の一般会計予算案及び後期高齢者医療特別会計予算案を提案し、審議をお願いするに当たり、その概要を申し上げ、議員並びに県民の皆様方のご協力とご理解を賜りたいと存じます。

まず、議第10号、平成27年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、その内容をご説明申し上げます。

議案書の35ページをご覧ください。

第1条の歳入歳出予算の総額は、それぞれ26億2,533万3,000円でございます。前年度当初予算と比較しますと、率にして3.07%、金額にいたしますと、7,826万3,000円の増となっております。

次に、第2条の一時借入金の最高額は1,000万円でございます。

初めに、歳入の主な事項についてご説明をいたします。

議案書の38ページをご覧ください。

1款、分担金及び負担金は、構成市町村の負担金6億3,846万1,000円で、規約に基づく負担割合でご負担をいただくものでございます。

2款、国庫支出金は、低所得者の保険料軽減措置に要する経費として交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金で10億円でございます。

3款、財産収入は、後期高齢者医療制度臨時特例基金利子が100万円でございます。

次に4款、繰入金は、高齢者医療制度臨時特例基金から9億7,605万6,000円を繰り入れるものでございます。

5款、繰越金は、977万9,000円で前年度繰越金でございます。

歳出の主な事項についてご説明をいたします。

議案書の39ページをご覧ください。

1款、議会費は、議会の開催経費等137万7,000円でございます。

2款、総務費は、派遣職員に係る人件費や事務所賃借料及び広域連合の運営に係る経費、臨時特例基金積立金等11億1,911万6,000円でございます。

3款、民生費は、後期高齢者医療特別会計への繰出金15億383万1,000円でございます。

続きまして、議第11号、平成27年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、議案書の59ページをご覧ください。

第1条の歳入歳出予算の総額は、それぞれ1,587億3,389万7,000円でございます。前年度当初予算と比較をいたしますと、率にして2.27%、金額にいたしますと、

35億1,623万4,000円の増となっております。

次に、第2条の一時借入金の最高額は100億円でございます。

第3条は、保険給付費に過不足が生じた場合の流用をお願いするものでございます。

初めに、歳入の主な事項についてご説明をいたします。

議案書の62ページをご覧ください。

1款、市町村支出金は280億2,762万6,000円で、内訳は市町村が徴収した保険料や保険給付に対する療養給付費負担金及び保険料軽減分を補填する保険基盤安定負担金でございます。

2款、国庫支出金は491億9,148万9,000円で、療養給付費負担金や高額な医療費に対しての高額医療費負担金、広域連合間の財政力の不均衡等を調整する調整交付金、健康診査補助金等でございます。

3款、県支出金は133億8,173万9,000円で、療養給付費負担金、高額医療費負担金や県との連携強化に係る保険者機能強化推進負担金等でございます。

4款、支払基金交付金は661億4,247万7,000円で、現役世代からの支援金である後期高齢者交付金でございます。

5款、特別高額医療費共同事業交付金は5,463万7,000円で、400万円を超える診療報酬請求書のうち200万円を超える部分について、国保中央会から交付されるものでございます。

8款、繰入金は15億483万1,000円で、後期高齢者医療制度臨時特例基金相当分及び事務費に係る一般会計からの繰入金でございます。

9款、繰越金は2億1,276万5,000円で、前年度繰越金でございます。

10款、諸収入は2億1,689万2,000円で、交通事故等で加害者に医療費を求償する第三者納付金等でございます。

続きまして、歳出の主な事項についてご説明をいたします。

63ページをご覧ください。

1款、総務費は4億5,961万1,000円で、国保連合会に対するレセプト管理等の委託料や電算システムの運用経費、被保険者への広報経費、派遣職員に係る人件費負担金等でございます。

2款、保険給付費は1,575億2,674万6,000円で、歳出の99%を占め、医療機関等や被保険者に支払う療養給付費や高額療養費、葬祭費、審査支払手数料等でございます。

3款、財政安定化基金拠出金は6,700万円で、予定保険料収納額の不足や見込み以上の保険給付費の増加等に備え、県に設置されている財政安定化基金へ拠出するものでございます。

4款、特別高額医療費共同事業拠出金は4,214万5,000円で、著しく高額な医療費に備えるため、国保中央会へ拠出するものでございます。

5款、保健事業費は4億6,609万7,000円で、被保険者を対象として実施してお

ります健康診査事業の費用でございます。

6款、医療費適正化事業費は1億1,376万3,000円で、レセプト点検委託料やジェネリック医薬品利用差額通知作成委託料、健康相談訪問指導委託料のほか、柔道整復師等療養費支給申請書点検業務委託料等を計上しております。

以上、上程をいただきました2議案について、その概要をご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

**議長（札辻輝巳君）** これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（札辻輝巳君）** これをもって質疑を終わります。

これより討論、採決に入ります。

討論、採決は1議案ごとに行います。

議第10号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（札辻輝巳君）** これをもって討論を終わります。

これより議第10号の採決を行います。

議第10号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（札辻輝巳君）** 異議なしと認めます。

よって、議第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第11号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（札辻輝巳君）** これをもって討論を終わります。

これより議第11号の採決を行います。

議第11号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（札辻輝巳君）** 異議なしと認めます。

よって、議第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。よって、本定例会はこれで閉じることいたします。

議員各位には、慎重なる審議をいただき、厚く御礼申し上げます。理事者におかれましては、今後も後期高齢者医療制度の円滑な運営に努力されるよう期待するものでございます。

閉会に当たり、広域連合長より挨拶がございます。

広域連合長。

**広域連合長（上田 清君）** 定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、本日の議会に提案申し上げました案件につきまして慎重にご審議をいただき、原案どおりご議決を賜りましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

今後も、県や各市町村との連携を密にとりながら、安定的かつ円滑な制度の運営に努めてまいり所存でございます。議員の皆様方におかれましても、今後ともなお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単でございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

**議長（札辻輝巳君）** それでは、これをもって平成27年第1回奈良県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後2時33分



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議長

札 辻 輝 巳

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員

高 岡 進

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員

新 澤 良 文